# 第３期我孫子市障害者プラン（案）に対する

# 意見募集（パブリックコメント）結果の公表

お寄せいただいた意見及び意見に対する市の考え方を公表します。

## ■ パブリックコメントの結果

第３期我孫子市障害者プラン（案）についてパブリックコメントを実施したところ、次の結果になりました。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

**1　募集期間**　　令和２年１２月２５日から令和３年１月２５日

**2　提出人数**　　１名及び１団体

**3　意見総数**　　３７件

**4　公表場所**

障害福祉支援課、行政情報資料室（市役所本庁舎１階）、各行政サービスセンター、生涯学習センターアビスタ、湖北地区公民館、市民プラザ、我孫子市民図書館湖北分館及び布佐分館、各近隣センター、我孫子市ホームページ

**5　意見公募した内容**　第３期我孫子市障害者プラン（案）（別紙参照）

**6　意見と意見に対する市の考え方**

別紙のとおり

**7　内容の修正について**

別紙のとおり寄せられたご意見に基づき修正しました。

なお、公表いたしました計画（案）の一部に誤字脱字・目標見込量算定時間等の入力誤りを修正しますが、計画内容に変更が生じるものではありません。

**8　担当**　我孫子市役所　障害福祉支援課　計画・給付担当　TEL：04-7185-1111（内線 384）

別紙

| 整理番号 | 提出された意見 | | 意見に対する市の考え方 |
|---|---|---|---|
| １－１ | 意見 | 第１章の６の「策定体制」について（Ｐ５）<br>この項目は、記述自体が不要と考えられるとともに、記述の内容自体も適当でないところがあると考えられますので、削除するか、若しくは違う記述内容に修正してください。 | 関係団体や関係各課との連絡調整等についての項目設定をしましたが、ご指摘のとおり当計画書では、策定にあたっては自立支援協議会からの話を聞くことと、また当計画の中で体制は読み込めることで、「策定体制」は削除します。 |
| | 理由 | 「計画策定方針」というようなものを事前に策定し、そこに計画策定の手法を記述するならともかく、「計画書」となる本「障害者プラン」に記述する内容ではないと考えます。<br>記述の内容自体も適当でないと指摘した趣旨は以下のとおりです。<br>・「・・・協議会への意見聴取」は「協議会からの意見聴取」が適当と考えます。<br>・「・・・協議会へ報告し、」とは、何を報告するのかが書かれていません。<br>・「・・・関係団体に所属する者や有識者、障害者等」により構成する「我孫子市自立支援協議会」」という記述を見ると、「有識者」や「障害者」も構成員になっていると受け取れますが、市が公表する同協議会の委員名簿では、「有識者」や「障害者」として選出されている者は見受けられません。 | |
| １－２ | 意見 | 第２章の第２節の１の（３）の「アンケートの結果」について（Ｐ１１～２０）<br>Ｈ２９年度とＲ２年度の結果を併記して表作成をした回答については、第１節での記述と同様に、Ｈ２ | Ｈ２９年度の結果を踏まえたうえで、Ｐ２２～Ｐ２３のまとめを記述していますので、原案のままとします。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | ９年度に比べてＲ２年度はどう変化（推移）し、その変化（推移）をどう評価したかを記述してください。<br>なお、比較評価を記述しない回答事項については、Ｈ２９年度のデータをあえて記す必要はないと考えます。（ただし、今回の分の評価に関しては、いずれにしても記述が必要と考えます。） | |
| | 理由 | 今回の見直しにあたり、アンケート調査の結果を次期計画に反映させるうえでは、前回調査時との比較評価は欠かせないと考えます。 | |
| １－３ | 意見 | 第２章の第２節の１の（３）の「アンケートの結果」について（Ｐ１１～２２）<br>①各表の評価の記述のほとんどが、単に数値の多い順を記述・説明したのみとなっていますが、ほぼ意味のない記述になっていますので、それぞれ適切に評価記述してください。<br>②また、手帳の種別や障害の種類、障害の等級などにより、回答内容や傾向がかなり違いますので、可能な限り、手帳の種別や障害の種類、障害の等級などに応じたクロス集計を行い、丁寧に評価して記述してください。 | ①グラフの読み取りが難しい方もいるため、主な集計結果を記述しています。特に、回答の選択肢の多い問いについては、グラフの読み取りがさらに難しくなるため、主な集計結果の記述は必要であると考えます。評価につきましては、Ｐ２２～Ｐ２３にまとめて記述していますので、原案のままとします。<br>②手帳の種別や障害の種類、障害の等級などに応じたクロス集計については、計画案の中にアンケート結果のすべてを掲載することができないため、本編とは別にアンケートの集計結果をホームページ上に公開します。<br>丁寧な評価については、手帳の種別や障害の種類、障害の等級等はもとより、障害のある方のニーズは一人ひとり異なるこ |
| | 理由 | 今回のアンケート調査の結果を次期計画に反映させるうえでは、「誰一人取り残さない」というＳＤＧｓの考え方を基本に据え、手帳の種別や障害の種類、障害の等級などの違いによってニーズも施策も違ってくることを念頭において、丁寧な評 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 価を行うことが欠かせないと考えます。 | とを踏まえ、本プラン上では、個々に対する詳細な記述はせず、全体としての大きな傾向と今後の方向性を記述しています。Ｐ２２～Ｐ２３にまとめて記述していますので、Ｐ１１～２２については原案のままとし、Ｐ２２～Ｐ２３についても原案のままとします。 |
| １－４ | 意見 | 第２章の第２節の１の（４）の「アンケートのまとめ」のアについて（Ｐ２２～２３）<br>「知的障害のある方については障害者向けのグループホームの整備・充実が必要であり、精神障害のある方についてはひとり暮らしのための支援が必要です。」の記述は、アンケート回答の反映が不十分です。<br>①グループホーム以外の暮らし方の支援についても丁寧に記述してください。<br>②また、ひとり暮らしのための支援については、精神障害のある方のひとり暮らしのための支援だけでなく、他の障害種別の方も同様に記述してください。 | 「今の住まいで暮らしたい」、「自宅で家族と一緒に暮らしたい」と回答した方の中には、自宅でサービスを受けながら暮らしている方、グループホームや施設に入居している方等々、様々な方が含まれていますので、今後も引き続き一人ひとりのニーズに応じたサービスを継続して提供していきます。その上で、今後さらに求められるサービスとして、グループホームやひとり暮らしのための支援が多いことが、アンケート結果から読み取れるため、グループホームとひとり暮らしへの支援について記述しています。このため、記述は原案のままとします。 |
| | 理由 | 「今後３年以内の暮らし方については、「今の住まいで暮らしたい」、「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が多く、身体障害のある方、知的障害のある方についてはこの２つが全体の約８割を占めていました。次に、上記の項目以外の回答について手帳別にみると、知的障害のある方は「障害者向けのグループホームで暮らしたい」いう回答が約１５％、 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 身体障害のある方は「自宅(持ち家・賃貸）などでひとり暮らしをしたい」という回答が約６％、精神障害のある方は「自宅（持ち家・賃貸）などでひとり暮らしをしたい」という回答が約１１％という結果になりました。」というまとめから、どうして「知的障害のある方については障害者向けのグループホームの整備・充実が必要であり、精神障害のある方についてはひとり暮らしのための支援が必要です。」となるのか疑問です。<br>知的障害のある方のグループホーム志向が比較的多いとはいえ、１番多いのは「今の住まいで暮らしたい」、「自宅で家族と一緒に暮らしたい」であり、それを念頭においた支援の記述が必要だと考えます。<br>さらに、まとめとして記述する際は、身体障害についても省略せず、障害３種別についてそれぞれ丁寧に記述することが適当だと考えます。 | |
| １－５ | 意見 | 第２章の第２節の１の（４）の「アンケートのまとめ」のイについて（Ｐ２３）<br>「・・・、これらのサービスが利用しやすい周知等を検討していく必要があります。」を「・・・、これらのサービスが利用されやすいように適切に周知していく必要があります。」と修正してください。 | 従来の周知の方法に加え、さらに周知できる方法を検討していくという意味での「検討していく」ですので、原案のままとします。 |
| | 理由 | 「周知等を検討していく必要があります。」の「検討していく」では、取り組む姿勢が不十分であると考 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | えます。 | |
| １－６ | 意見 | 第３章の１の「基本目標４就労・社会参加の促進」について（Ｐ２７）「また、障害のある方の生活の質の向上のために、・・・」を「また、障害のある方の生活の質の向上と社会参加の促進のために、・・・」と修正してください。 | ご指摘の（Ｐ２７）「また、障害のある方の生活の質の向上のために、・・・」を「また、障害のある方の生活の質の向上と社会参加の促進のために、スポーツや・・・・」 に修正します。 |
| | 理由 | この目標は、「就労・社会参加の促進」について記述される必要がありますが、「社会参加の促進」を目的とする記述が欠落しています。 | |
| １－７ | 意見 | 第３章の１の基本目標５の「安心して暮らせる環境づくり」について（Ｐ２７）<br>「また、災害時に配慮が必要な方に対する支援計画である「我孫子市避難行動要支援者避難支援計画」を基本とした「福祉避難所運営マニュアル」の策定や、災害時における支援のあり方、感染症拡大防止のための支援のあり方を検証・充実させ、・・・」との記述における「検証・充実」は、「災害時における支援のあり方」と「感染症拡大防止のための支援のあり方」を対象としていると思われますが、「災害時における支援のあり方」の「検証」とは何を意図しているのか分かりません。「あり方」の充実という表現も、「支援」の充実ということであれば分かりますが、文章記述に違和感があります。<br>なお、「・・・「福祉避難所運営マニュアル」の策定や、・・・」の部分も含めて、文脈全体について、十 | ①ご指摘のあった「感染症拡大防止のための支援のあり方を検証・充実させ」を「感染症拡大防止のための支援のあり方を検証し、必要に応じて充実させ」に修正します。<br>②サービス等利用計画書は、対象者の要望・希望を中心に支援内容を記載します。「災害時における支援のあり方」について、画一的に計画内に記載する性質のものではないため、盛り込めません。障害の有無にかかわらず、すべての市民にとっての課題であるため、他課と連携し考えていきますので、原案のままとします。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 分整理して分かりやすいようにした方が良いと考えます。<br>①記述全体を分かりやすいように修正してください。<br>②あわせて、「災害時における支援のあり方」に関しては、「サービス等利用計画（ケアプラン）の作成・運用を見直します。」という趣旨の記述を盛り込んでください。 | |
| | 理由 | 文章が分かりづらいので、適切に整理していただきたいと考えます。<br>被災時と被災後の支援体制を平時にしっかり準備としておくために、「サービス等利用計画（ケアプラン）」を作成する際に「災害時における支援」の項目を盛り込む方向での見直しを行っていただきたいと考えます。 | |
| １－８ | 意見 | 第４章の基本目標２の「基本方針」の（１）の表中の３の内容について（P３３）<br>本文中の「選出された」は、障害者や家族から「選出された」というわけではないと思われます。選出は市が行ったものです。たとえば「障害者やその家族の中から選出した」というように、別の適切な表現にしてください。<br>同じく本文中の「相談をしていきます」の記述は、相談をする者は障害者や家族などの相手側だと思われますので、たとえば「相談体制を充実していきます」など、別の適切な表現にしてください。 | 選出については、障害のある方やその家族として、理解のある方を選出しています。意見の趣旨も含めて、原案のままとします。<br>相談員は相談者と話し、知識と経験を生かして、説明、助言をしておりますので、ご指摘につきましては、原案のままとします。 |
| | 理由 | 意見の趣旨のとおり。 | |
| １－９ | 意見 | 第４章の基本目標２の「基本方針」 | ①アウトリーチ事業につい |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | の（１）の表中の４の内容について（Ｐ３３）<br>①アウトリーチ事業の説明記述をお願いします。<br>②また、ひきこもりへの理解者を増やすことは非常に大切なことだと考えますので、適切な方針を盛り込んでください。 | て、次のように加筆しました。東葛市民後見人の会のアウトリーチ事業（精神障害者や引きこもりの方の自宅を訪問し、当事者及び家族と面談（相談）を行う）<br>②引きこもりの方の理解者を増やす取り組みは、基本目標１の（１）理解の促進の中の「メンタルヘルス啓発事業」の中で行っていきますので、原案のままとします。 |
| | 理由 | アウトリーチ事業は一般市民には馴染みの薄い事業です。<br>現プランでは、「理解者を増やすためにも、障害のあるひきこもりの方への支援に関する啓発活動を行います。」との記述があり、「○障害のあるひきこもりの方への支援研修会の実施」が明記されていましたが、今回のプラン案では削除されています。理解者を増やすための事業は必要なことだと思われます。 | |
| １－１０ | 意見 | 第４章の基本目標３の「現状と課題」について（Ｐ３６）<br>①「また、必要なサービス・・・国の制度に基づいて推進していきます。」の記述は、わかりづらい文章ですので、別の分かりやすい文章に記述にしてくさい。あわあせて、結びで書いている「推進」とは何なのかが判然としませんので、何を推進するのかを分かりやすく記述してください。<br>②「・・・、障害のある方の障害福祉サービス等その他の日常生活への支援を充実・・・」の記述は、たとえば「・・・、障害のある方に対する障害福祉サービス等その他の日常生活への支援を充実・・・」の | ①前述で記述している内容についてを指しているので、原案のままとします。<br><br>②障害福祉サービスは障害のある方に対してのサービスなので、本文の「障害のある方の」を削除します。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | ように修正してください。 | |
| | 理由 | 意見の趣旨のとおり。 | |
| １－１１ | 意見 | 第４章の基本目標３の「基本方針」の（５）の表中の１の内容について（P４０）<br>「・・・の改正に伴い、・・・の軽減を踏まえ、・・・支援を推進します。」の記述は、わかりづらい文章ですので、別の分かりやすい文章に記述にしてくさい。 | 「・・・の改正に伴い、・・・の軽減を踏まえ、・・・支援を推進します。」を「長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減するとともに、高齢障害者一人ひとりのニーズに配慮した支援を充実し、推進します。」に修正します。 |
| | 理由 | 意見の趣旨のとおり。 | |
| １－１２ | 意見 | 第４章の基本目標３の「基本方針」の（６）の表中の２の内容について（P４１）<br>「・・・監査等を強化することで、事業所の指定および監査業務を継続して実施していきます。」の記述は、わかりづらい文章ですので、別の分かりやすい文章に記述にしてください。 | 「障害福祉サービス事業所に対する、実地指導、監査等を強化します。各事業所に対して質の高いサービスを提供・維持できるよう指導・アドバイスしていきます。」に修正します。 |
| | 理由 | 意見の趣旨のとおり。 | |
| １－１３ | 意見 | 第４章の基本目標３の「基本方針」の（６）の表中の１の内容について（P４１）<br>「民間事業者での重度重複障害者の受け入れ態勢をバックアップします。」を「民間事業者での重度重複障害者や強度行動障害等のある方の受け入れ態勢をバックアップします。」に記述にしてください。 | 千葉県袖ケ浦福祉センターの閉鎖に伴う入所者の地域生活への移行や、今後の強度行動障害等のある方の地域での生活を支援していくための官民の体制づくりを強化していくため、「民間事業者での重度重複障害者や強度行動障害等のある方の受け入れ態勢をバックアップします。」に修正します。 |
| | 理由 | 千葉県袖ケ浦福祉センターの閉鎖に伴う入所者の地域生活への移行や、今後の強度行動障害等のある方の地域での生活を支援していくための官民の体制づくりを強化して | |

<table>
<tr><td></td><td></td><td>く必要があると考えます。</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">１－１４</td><td>意見</td><td>第４章の基本目標４の「現状と課題」（６）について（P４３）<br>「さらに、生活の質の向上を図るためには、スポーツ・・・」を「さらに、生活の質の向上及び社会参加の促進を図るためには、スポーツ・・・」と修正してください。</td><td rowspan="2">「さらに、生活の質の向上及び社会参加の促進を図るためには」に修正します。</td></tr>
<tr><td>理由</td><td>この目標では、社会参加の促進についても記述される必要がありますが、「社会参加の促進」を目的とする記述が欠落しています。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１－１５</td><td>意見</td><td>第４章の基本目標４の「現状と課題」及び「基本方針」について（P４３～４４）<br>「農福連携による就労・社会参加の促進を図ります。」という趣旨の記述を本文及び施策・事業の中に盛り込んでください。</td><td rowspan="2">Ｐ４３の１６行目に「就労・社会参加の促進を図る取り組みの一つとして農福連携もあります。障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参加の実現を目指します。」の記述を追加します。</td></tr>
<tr><td>理由</td><td>現計画策定時のパブコメでは、「農福連携に対する関心や取り組みが拡大しつつあることは認識しているものの、現段階で農福連携の取り組みを確かなものとするための状況にありません」としたうえで、「今後は、先進的な事例や課題等を研究しながら進めていきたい」と、市の考え方が示されました。<br>その後、今日に至るまでの間で、特例子会社等の取り組みを含めて、我孫子市ならではの農福連携の条件が広がってきています。<br>また、就労だけでなく、余暇活動等の社会参加においても「農」の大きな効能（セラピー等）が実証されています。</td></tr>
</table>

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 農福連携は、厚労省も農水省も推進しているところであり、我孫子市においても農地・農業の持つ多面的機能を念頭に置き、都市住民の生活と農業がコラボしやすい我孫子市の条件を生かして関係機関や団体とも積極的に協同・連携して取り組みを進めていただきたいと考えます。 | |
| １－１６ | 意見 | 第４章の基本目標４の「基本方針」の表中の３の内容について（P４５）「障害者福祉センターでは・・・芸術・文化活動を推進しています。」と、現状の取り組みのみが記述されており、この計画では何にどう取り組むのかが記述されていません。<br>①何をどう取り組むのかを記述してください。<br>②あわせて、障害者福祉センター内での作品制作や作品展示等にとどまった取り組みではなく、学校や関係機関、関係団体と連携して、市内の多くの障害児者の芸術・文化活動が推進されるよう、その取り組みを記述してください。 | ①Ｐ４５に記述してありますので、原案のままとします。<br>②次期計画に盛り込めるよう検討していきます。記述については原案のままとします。 |
| | 理由 | この計画では何にどう取り組むのかが記述されていないため、具体的な取り組み内容を記述する必要があると考えます。<br>また、芸術・文化活動の推進では、これまで障害者福祉センター内の活動だけが施策・事業に位置付けられていたことは、狭すぎた施策だったと思われます。<br>障害者福祉センターを利用していない在宅者、民間事業所利用者、就学児者など、広い視点で障害児者の | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 芸術･文化活動の推進を盛り込んでいただきたいと考えます。<br>また、様々な芸術･文化活動の団体との連携も､共生社会の観点から重要だと思われますので､その連携も盛り込んでいただきたいと考えます。 | |
| １－１７ | 意見 | 第４章の基本目標５の「基本方針」の（２）について（P４７）<br>５行目「・・・、地域の誰もが障害の特性に対応した｢マニュアルづくり｣や､本人も参加する地域での｢防災訓練｣等顔の見える関係での地域づくりが非常に重要です。」の記述は、わかりづらい文章ですので、別の分かりやすい文章に記述にしてください。 | ご指摘のとおり「・・・、地域の誰もが障害の特性に対応した「マニュアルづくり」や、本人も参加する地域での「防災訓練」等顔の見える関係での地域づくりが非常に重要です。」の文章を、「・・・、地域の誰もが障害の特性に対応できる・・・」に修正し、対策を進めていきたいと考えています。 |
| | 理由 | 意見の趣旨のとおり。 | |
| １－１８ | 意見 | 第５章第２節の４の（３）について（P５４）<br>４行目「・･受け入れてくれる企業」の「くれる」との記述は、共生社会づくりを念頭に置いたものとは思えませんので､適切な記述に修正してください。 | 「・・、受け入れてくれる企業」の「くれる」については、ご指摘のとおり、共生社会づくりは計画の視点としております。「くれる」の記述は「・・受け入れてくれる企業」を「採用する企業」に修正します。 |
| | 理由 | 意見の趣旨のとおり。 | |
| １－１９ | 意見 | 第５章第２節の５の（３）について（P５５）<br>４行目｢これまでも社会問題として注目されている」の記述は、「社会問題化している｣と修正してください。 | 「社会問題化している」への修正については、社会問題化という標記を含むとして考えますので、原案のままとします。 |
| | 理由 | ｢注目されている｣と表現するのでなく､すでに社会問題化していることを重要視して対応していくことが必要と考えます。 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| １－２０ | 意見 | 第５章第３節の１の（１）の「訪問系サービスの見込量算定の考え方」について（Ｐ５７）<br>「なお、重度障害者等包括支援事業については、前計画の対象者や利用実績がなく、近隣に事業者がないことから、今後も利用がないものと見込みます。」の記述は削除してください。 | 計画数値では自立支援協議会での意見聴取があり、ご指摘のとおり計画数値と不整合があるため、「なお、重度障害者等包括支援事業については、前計画の対象者や利用実績がなく、近隣に事業者がないことから、今後も利用がないものと見込みます。」を削除します。 |
| | 理由 | 表には３か年の計画数値を計上しており、本文と不整合であるため。 | |
| １－２１ | 意見 | 第５章第３節の３の（３）の「相談支援事業の見込量算定の考え方」について（Ｐ６３）<br>２行目「「障害者まちかど相談室」を継続して実施すると共に、・・」の「・・相談室」を継続して実施」という記述は適切とは思えません。別の適切な記述にしてください。 | 「障害者まちかど相談室」については、現在の記述内容（相談支援事業の事業名と事業内容の記述、相談支援事業の見込量算定の考え方の記述）で十分に理解されますので、原案のままとします。 |
| | 理由 | 意見の趣旨のとおり。 | |
| １－２２ | 意見 | 第５章第３節の３の（５）の「成年後見制度法人後見支援事業の見込量算定の考え方」について（Ｐ６４）<br>「市民後見人育成カリキュラムへの支援」について、カリキュラムの作成支援なのか、カリキュラムの運営の支援なのか、若しくはその他の趣旨なのか、分かりやすく記述してください。<br>また、誰に対する支援なのかも記述してください。 | 「本計画では、市民後見人育成カリキュラム運営の支援をしていきます。」に修正します。<br>また、支援は法人に対するものです。 |
| | 理由 | 意見の趣旨のとおり。 | |
| １－２３ | 意見 | 第５章の第３節の３の（８）の「手話奉仕員養成研修事業の見込量算定の考え方」について（Ｐ６６）<br>①「２年間にわたり」と記述されて | 計画期間に基づき、3カ年度を示しています。手話奉仕員養成講座は前期と後期の講座とし養成しています。養成講座は令和2 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | いますが、表では令和３～５年度の３年間の計画となっています。整合を図ってください。 | 年度を前期として進めていることからサービス・単位において（後期）、（前期）を記載しましたが、ご指摘の文書については、「2年にわたり」を含め「前期と後期の２年の講座で手話奉仕員を養成します。」に修正します。 |
| | 理由 | 意見の趣旨のとおり。 | |
| １－２４ | 意見 | 第５章の第４節の１の「推進体制」について（P６９）<br>７行目の「障害のある方や家族等へのニーズや意見を把握することが必要です。」を「障害のある方や家族等のニーズや意見を把握することが必要です。」に修正してください。 | ご指摘のとおり、「障害のある方や家族等へのニーズや意見を把握することが必要です。」を「障害のある方や家族等のニーズや意見を把握することが必要です。」に修正します。 |
| | 理由 | 意見の趣旨のとおり。 | |

| 整理番号 | 提出された意見 | | 意見に対する市の考え方 |
|---|---|---|---|
| ２－１ | 意見 | 第２章の第２節の２の（３）のイ（P２４）について<br>「・・・が重要です。そのため、事業所のサービス提供体制にかかる課題について状況を把握していくとともに、研修体制を充実させることが必要です。<br>」の記述に、「民間事業所の人材確保への支援を積極的に進める必要があります。」という趣旨の記述を追加してください。 | 基本目標３（６）３で示させていただいているように、人材確保への支援に引き続き取り組んでいく考えですので、原案のままとします。 |
| | 理由 | 事業所運営における課題について、「人材確保が難しい」という回答も全体の半数を占めており、人員不足から新規の利用者を受け入れられない、利用者と家族の高齢化により休日利用のニーズが増えてきてい | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | るが十分な人材が確保できない等多数の意見があったと、深刻な訴えが前段で記されていますが、それに関して、何が必要かの記述が欠けているため、適切に追記する必要があると考えます。<br>「サービス提供体制にかかる課題ついて状況を把握していくとともに、研修体制を充実させることが必要です。」との記述では不十分です。 | |
| ２－２ | 意見 | 第２章の第２節の２の（３）のエ（Ｐ２５）について<br>「・・・が多数あげられました。定期的な研修の機会を確保することで、職員の意識を高め、虐待を未然に防止することが必要です。」の記述では、事業所での虐待防止を進めるうえで不十分です。<br>「虐待防止マニュアルをすべての事業所で作成することが必要です。」という趣旨の記述を追加してください。 | 虐待防止マニュアルは、すべての事業所で作成することを求めるものではないため、原案のままとしますが、引き続き市内すべての事業所に虐待防止マニュアルの作成または整備を周知していきます。 |
| | 理由 | 福祉サービスを提供する事業所での虐待防止マニュアル作成が、作成中を含めて８７．５％という状況は看過できません。全事業所で同マニュアルが作成され、合わせて全ての職員に対する研修が適切に行われる必要があると考えます。 | |
| ２－３ | 意見 | 第２章の第２節の２の（３）のオ（Ｐ２５について）<br>「サービス等利用計画（ケアプラン）の作成・運用において、災害時の支援の項目を盛り込んでいただきたいという趣旨の意見もありました。今後、災害時に「誰一人取り | １－７－②と同じ。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 残さない支援」が可能となるよう、制度設計を進める必要があります。」という趣旨の記述を追加してください、 | |
| | 理由 | 当団体は、団体ヒアリングのアンケート調査に対して、福祉避難所運営マニュアルの策定などとあわせて、サービス等利用計画（ケアプラン）の作成・運営において、我孫子市ならではの先進的な取り組みとして、その中の項目に災害時の支援を盛り込んで頂きたい、旨の回答を提出しましたが、その内容が全く触れられていないのは遺憾です。<br>我孫子市避難行動要支援者避難支援計画では、障害者等の要支援者にかかる個別計画の作成は、避難行動要支援者名簿が本計画に基づき作成され、関係者・関係団体等に事前提供された名簿が適正管理されていると判断された後に開始するとされていますが、自治会等への提供がなかなか進まない中で、この個別計画の作成がいつになるか全く見通せない状況です。また、この個別支援計画の内容は、発災時の避難支援及び情報伝達の支援者等が明記されることにとどまります。<br>災害時の障害者等への支援は、避難支援や情報伝達にとどまらず、避難時または避難後の生活への支援や福祉サービスの提供をどう調整していくかが重要な課題となりますので、災害が起きてから検討されるのでは全くの後手になります。<br>よって、災害時の福祉サービスは、 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 災害発生前と同様には機能しないことも十分念頭に置きながら、サービス等利用計画（ケアプラン）に組み込んで調整しておくことが大切であると考えます。<br>なお、別府市などの先進事例も研究して、我孫子市ならではの仕組みを作っていただきたいと考えます。 | |
| ２－４ | 意見 | 第４章の基本目標２の「基本方針」の（２）の表中の№１の内容（P３４）について<br>「全ての事業者での虐待防止マニュアル策定を進めます。」との項目を追加してください。<br>また、「自立支援協議会権利擁護部会との連携」は、市が設置した機関との「連携」というおかしな書き方となり、適切ではないと思いますので、別の適切な表現にしてください。 | ２－２と同じ。<br>「自立支援協議会権利擁護部会との連携」は、適切な表現と考えます。 |
| | 理由 | 虐待防止マニュアル策定はすべての事業所で徹底していただきたいと思います。<br>また、記述は適切な表現にしていただきたいと考えます。 | |
| ２－５ | 意見 | 第４章の基本目標３の「基本方針」の（６）の表中の№３の内容（P４２）について<br>「学校等の研修による人材の確保を行います。」は、市が学校等の研修を行って、それが人材の確保にどう結び付くかが疑問です。分かりやすいように補足して記述ください。<br>又、民間事業所に対する人材確保の支援を具体的に記述してください。 | 学校等の研修と人材の確保の結びつきについては、学校等で研修を行い、障害福祉の仕事の内容や現場の様子を伝えることで、障害福祉に関心を持つ方が増え、職業の選択肢の一つとして障害福祉の仕事を考える方も増えると考えます。このことから、引き続き学校等の研修による人材の確保を行いますので、原案のままとします。 |
| | 理由 | 市が実施する学校等の研修によっ | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | て「人材の確保を行います」とまで記述するのは無理があると思われます。研修等で実効性のある人材確保を行っていくことが含まれるのなら、分かりやすく記述してください。<br>また、民間事業所に対する人材確保の支援について、全く記述されていませんので、具体的かつ実効性のある支援を盛り込んで記述してください。 | また、民間事業所に対する人材確保の支援については、P４２に記述していますので、原案のままとします。 |
| ２－６ | 意見 | 第４章の基本目標５の「現状と課題」（P４６）について<br>「特に障害のある方や高齢者は、移動手段や情報を得ること等に不安を抱えて生活しています。」を「特に障害のある方や高齢者は、被災時の移動手段や情報を得ることとともに、被災時及び被災後の生活やサービス受給等に不安を抱えて生活しています。」に修正してください。 | 障害の有無にかかわらず、すべての市民にとっての課題であるため、他課と連携し考えていきますので、原案のままとします。 |
| | 理由 | 過去に大きな災害を受けた地域では、障害のある方及び支援者は、被災時はもとより被災後の生活や福祉サービスの受給等において、大きな課題と教訓を残しました。<br>本市においても、障害のある方及び支援者は、被災後の生活や福祉サービスの受給について大きな不安を抱いていますので、追記していただきたいと思います。 | |
| ２－７ | 意見 | 第４章の基本目標５の「基本方針」の（２）の表のNo1の内容（P４７）について<br>被災時の避難支援とは別に、被災後の生活の再建や維持、サービス受給 | １－７－②、２－３と同じ。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 等について、施策・事業を盛り込んでください。<br>その内容については、「サービス等利用計画（ケアプラン）を、災害時の支援の項目を盛り込んで作成するよう制度設計を行う。」という趣旨の記述を本文及び施策・事業の中に盛り込んでください。 | |
| | 理由 | 過去に大きな災害を受けた地域では、障害のある方及び支援者については、避難支援もさることながら、被災時と被災後の生活や福祉サービスの受給等において、大きな課題と教訓を残しました。<br>本市においても、障害のある方及び支援者は、被災後の生活や福祉サービスの受給について大きな不安を抱いていますので追記していただきたいと思います。 | |
| ２－８ | 意見 | 第４章の基本目標５の「基本方針」の（２）の表中の№３の内容（P４８）について<br>「〇市内施設への情報提供・啓発」を「〇障害のある方本人、家族、支援者、その他福祉サービス提供事業者等への情報提供・啓発」という趣旨の内容に補強・修正してください。 | 他課での情報発信、啓発との整合も考えなければならないことと、また、複数の情報による混乱が考えられますので、ご意見についての修正は行いません。 |
| | 理由 | 情報提供・啓発について、市内施設のみを対象とする記述では不十分だと考えます。 | |
| ２－９ | 意見 | 第５章の第２節の１の（２）及び（３）（P５０～５１）について<br>県の袖ケ浦福祉センターの閉鎖（令和４年度末廃止）等に伴う地域生活への移行や、強度行動障害や高次脳 | 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者の地域生活支援を適切に進めていく必要があることを加味した上での目標設定となっていますので、原案の |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 機能障害を有する障害者の地域生活支援が適切に進められる必要があると思われます。<br>これらを念頭においた「目標値の現状」「目標達成のための取り組みの方向性」を記述してください。 | ままとします。 |
| | 理由 | 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者の地域生活移行を進めるうえでは、事業所への支援の拡充を含め、特別の体制整備が必要と思われます。 | |
| ２－１０ | 意見 | 第５章の第２節の６の（１）(Ｐ５５）について<br>①「目標数値の考え方」の本文も記述してください。<br>②職員の研修が、民間事業所の障害福祉サービス等の質を向上させるための実地指導等に関する研修であるならば、単に「障害福祉等に係る研修その他の研修」ではなく、研修の内容を反映した書き方にしてください。<br>③強度行動障害を有する障害者等の支援者をスーパーバイズする職員の育成は、特記して目標を決めて取り組んでください。 | ①箇条書きではなく、「国の指針として令和５年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制を構築することが定められており、実現に向けて各数値目標を設定します。」という記述に修正します。<br><br>②県の実施する研修への参加見込みとなっていますので、内容を反映した書き方はできませんが、強度行動障害を有する障害者等の支援に関する研修には積極的に参加していきたいと考えていますので、原案のままとします。<br><br>③Ｐ４１に記載してありますので、原案のままとします。 |
| | 理由 | ①２点の「見込み」を挙げただけで本文記述がないのは、不備だと思われます。<br>②民間事業所が強度行動障害を有する障害者等の支援を進めるうえで、当該事業所の支援体制整備は不可欠となると考えられます。<br>③強度行動障害を有する障害者等の支援を民間事業所が行っていくためには、特別の人材育成が不可欠 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | と考えます。 | |
| ２－１１ | 意見 | 第５章の第２節の６の（３）(Ｐ５５）について<br>障害福祉サービス等の質を向上させるために「ガイドライン」となるものを作成し、それをもとにして実地指導を強化していくことを記述してください。<br>また、そのガイドラインは、関係者が連携して取り組むためのシステムとして、同サービス等の利用者及び保護者等と共有していくことも明確にしてください。 | 事業所におけるサービス等の質の向上については、事業者の努力によるところが大きく、市としてできることは、国の基準に基づき実施指導等で確認、助言をしていくことであると考えます。<br>引き続き、国の基準に基づき、実地指導等で確認、助言をしていきますので、原案のままとします。 |
| | 理由 | 障害福祉サービス等の質は、事業所によって大きく相違することは適当でないと考えます。一定レベル以上のサービス内容やチェックの仕組みをガイドラインで示し、実地指導にも生かすことが適当と考えます。<br>また、利用者及び保護者も、一定レベル以上のサービス内容がガイドラインで規定され、市・事業所とともに共有されていれば、利用する側として安心してそのサービス等を受けることができます。また、サービス等について、不安や疑問をいだくことが減ると思われます。 | |
| ２－１２ | 意見 | 第５章の第４節の１の「推進体制」（Ｐ６９）について<br>「本計画の取り組み等の検証と評価をすることが必要であるため自立支援協議会を核として、障害福祉サービス等事業者、関係機関、関係団体、関連部門との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行う等、 | 我孫子市自立支援協議会要綱第２条（４）の中で検証と評価を読み込めるため、ご意見の本計画の記述と同要綱の記述見直しはしません。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 協議して計画の推進に努めます。」と記述されていますが、本計画の検証・評価については、我孫子市自立支援協議会要綱が定める協議事項には全く規定されていません。<br>本計画の記述と同要綱の規定を整合させるよう記述を見直してください。 | |
| | 理由 | 意見記載のとおり | |
| ２－１３ | 意見 | 第５章の第４節の１の「達成状況の点検および評価」（P６９）について「本計画に定める見込量の進行管理、点検は自立支援協議会において・・・検証と評価を行い」と記されていますが、自立支援協議会の委員は、障害者団体推薦の１名を除く全員がサービス提供事業所等の役職員又は市職員となっており、公正で適切な検証・評価が行えるかが危惧されます。<br>本計画の検証と評価は、計画の策定自体も含めて、第３者が参画し、公正かつ適切に取り組める仕組みとしてください。<br>また、本計画の策定に関する協議や、本計画の検証・評価については、我孫子市自立支援協議会要綱が定める協議事項には全く規定されていません。<br>本計画の記述と同要綱の規定を整合させるよう記述を見直してください。 | ２－１２に同じ。また、本計画は業務の質を高めていくために重要であることから、ご意見のように第3者が参画し公正かつ適切に取り組める仕組として、自立支援協議会と連携しています。 |
| | 理由 | 意見記載のとおり | |